

## 事後調査の結果

調査項目                    その他：環境保全のための措置の実施状況（大気汚染、水質汚濁、水文環境、植物・動物、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場）

### 1 調査事項

今回の事後調査対象である事業区間の工事施行中において大気汚染、水質汚濁、水文環境、植物・動物、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場について評価書に記載された「環境保全のための措置の実施」が適切に行われているかを調査した。

### 2 調査地域

工事を実施した事業区間（立体交差部及び一般部（終点側））の工事施行区域とした。（p9 図 1-1 参照）

### 3 調査手法

#### (1) 調査時点

工事の施工中とした。

#### (2) 調査期間

本調査の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）とした。

#### (3) 調査地点

工事施行区域（立体交差部及び一般部（終点側））全域とした。

#### (4) 調査方法

現地調査及び関連資料の確認により行った。

#### 4 調査結果

##### (1) 大気汚染

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-1 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）に大気汚染に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
粉じん（砂ホコリ）等が発生しやすい工事中仮設道路、土砂の積込み、積下ろし作業場等には、必要に応じて仮舗装を実施し、気象条件によって散水等必要な措置を講じる。	粉じん（砂ホコリ）等が発生しやすい工事中仮設道路、土砂積込み場所には、敷鉄板を敷設し、鉄板上は常に清掃及び散水を行い、粉じん対策を実施した（写真 4-1 (1) ～ (3) 参照）
工事作業区域内における建設機械や工事用車両等については、低速走行を励行するとともに、強風時の作業中断・中止する等、粉じん（砂ホコリ）等の飛散防止に必要な措置を講じる。	区域内では常に低速走行を励行した。（写真 4-1 (4) 参照） また、場内に吹き流しを設置し、必要に応じ施工区域に散水等を行い粉じんの飛散防止に努めた。（写真 4-1 (5)、(6) 参照）
土砂の運搬車両は、飛散防止シートの装着を励行し、工事作業場の出入口に必要な応じて洗車（車輪洗浄）施設等を設置する。	土砂運搬車両には、飛散防止シートの義務付けを行い、搬出時には車輪の洗浄を実施した。（写真 4-1 (7)、(8) 参照）
建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省）」に基づき指定された、排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用する。また、運搬車両については、排出ガス対策済車、排出ガス浄化装置（D P F 装置）を装着したもの等を使用する。	建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省）」に基づき指定された、排出ガス対策型建設機械を使用した。また、運搬車両については、粒子状物質減少装置適合車を使用した。（p19、20 写真 1-2 (1) ～ (5) 参照）
工事用車両については、アイドリングストップを励行する。	工事用車両のアイドリングストップについて、朝礼時の安全教育事項として、周知・指導を実施した。（写真 4-1 (9)、(10) 参照）



写真 4-1(1) 仮設道路の敷鉄板の敷設



写真 4-1(2) 場内清掃



写真 4-1(3) 搬入・搬出路付近の仮舗装及び散水



写真 4-1(4) 低速走行の表示及び敷鉄板の敷設



写真 4-1(5) 吹き流し設置状況



写真 4-1(6) 施工区域の散水



写真 4-1(7) 飛散防止シート設置状況



写真 4-1(8) 車輪の洗浄状況



写真 4-1(9) 朝礼時のアイトリンクストップ等の徹底



写真 4-1(10) アイトリンクストップ等の行動内容の周知

(2) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-2 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）、水質汚濁に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-2 水質汚濁に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
<p>工事の施行前に詳細な調査、工法検討を行なった上で濁水の発生を押さえるための適切な工法や流出防止対策の導入について十分検討し、必要な措置を講じる。しかし、仮に発生した場合、必要に応じて沈殿槽等の処理施設を設置し、適切な処理を行った後に下水道に放流する。</p> <p>また、工事完了後における車道部分の雨水排水は、公共下水道に放流する。</p>	<p>工事の施行前に、本工事における濁水の発生について調査、検討したところ、土木工事等で濁水が発生する可能性は小さいことが分かった。</p> <p>なお、建設機械や運搬車両等に付着した土砂の洗浄水については、工事区域内に設置した沈殿槽にて沈殿処理し、濁水状況を確認した上で公共下水道へ放流した。（写真 4-2 参照）</p>



写真 4-2 沈殿槽

(3) 水文環境

水文環境に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-3 に示すとおりである。

なお、本調査の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）、水文環境に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-3 水文環境に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
<p>工事の施行中及び完了後において、計画路線周辺で本事業に起因する井戸等の水涸れが生じた場合には「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害に係る事務処理要領の制度について」（昭和 59 年 3 月 31 日 建設事務次官通知）に基づき適切に対処する。</p>	<p>現在のところ、本事業に起因する井戸等の水涸れ等は生じていない。なお、工事前に個別井戸等の調査を実施し、工事による影響の把握に努めている。</p>

#### (4) 植物・動物

植物・動物に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-4 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）、植物・動物に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-4 植物・動物に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
計画路線区域内の樹木等については、可能な限り移植するなどその保全に努める。	本工事の実施期間中、施工区域内にシラカシ 2 本とケヤキ 2 本が存在したため、環境施設帯へ移植した。（写真 4-3 参照）
計画路線における環境施設帯等の緑化を図る。	本工事では計画路線の環境施設帯等を緑化する計画としており、現在施工中である。（写真 4-4 参照）



写真 4-3 環境施設帯への樹木の移植状況

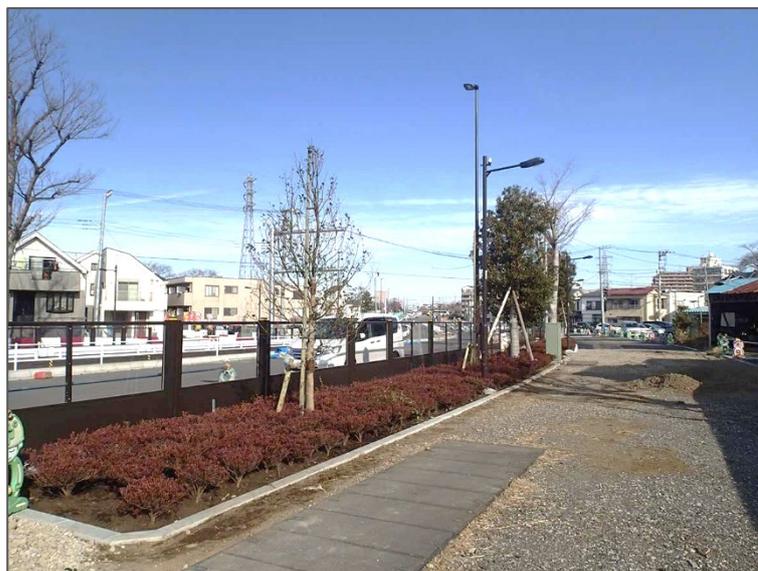


写真 4-4 環境施設帯の緑化状況

(5) 史跡・文化財

史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-5 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）、史跡・文化財に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-5 史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
工事の施行中に新たな埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法に基づき適切に対処する。	今回の工事区域で、新たに埋蔵文化財は発見されていない。なお、今後新たに埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法に基づき適切に対応する。

(6) 自然との触れ合い活動の場

自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 4-6 に示すとおりである。

なお、本工事の実施期間中（平成 28 年 9 月から平成 31 年 1 月末まで）、自然との触れ合い活動の場に係る苦情は寄せられなかった。

表 4-6 自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
<p>計画路線は、「練馬区どんぐり山憩いの森」の一部を通過するが、その面積は、全体の 0.5%程度（3,830m<sup>2</sup> に対して約 20m<sup>2</sup>）であり、緑地の樹林地部分はほとんど残る。</p> <p>計画路線が通過する部分は環境施設帯の一部となる。通過部分に生育する高木類については、できるだけ現在の位置に保存し、環境施設帯の樹木との連続性を考慮した緑のネットワークとしての整備を図り、現在の環境及び機能を損なうことのないよう、その保全に十分配慮する。</p>	<p>当該事業に含まれる「練馬区どんぐり山憩いの森」の区域で計画路線の通過部分に生育する高木類については、できるだけ現在の位置に保存する計画であったが、当該区域は私有地であり地権者を含めた関係者との協議の結果、伐採することとなった。</p> <p>「練馬区どんぐり山憩いの森」への出入口を道路側に 2 箇所設け利用しやすいよう計画している。</p>
<p>「練馬区立田柄川緑道」は、現在、暗きょ化（下水道幹線）した旧田柄川上の歩道沿いに、中、低木の植栽が施されている。</p> <p>計画路線は、この緑道を横断するが、整備部分に生育する樹木については、できるだけ環境施設帯に移植し、前後の緑道と連続性を考慮した緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>緑道部の横断方法については、周辺住民や練馬区等の関係機関の意見を踏まえて検討する。</p>	<p>「田柄川緑道」で計画路線の整備部分に生育する樹木については、施工前に「樹木診断調査」を実施した。その結果、移植には適さないと判断されたため、伐採することとなった。</p> <p>なお、計画路線の整備部分には環境施設帯を整備し前後の緑道との連続性を考慮している。</p> <p>また、新たに造成する道路が緑道を分断することのないよう、緑道の連結部は横断歩道を設置している。</p>